新

○大田区旅館業法施行条例

平成24年3月16日 条例第15号

第1条から第3条まで (略)

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第4条 (略)

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

アからウまで (略)

- エ <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次の措置 を講ずること。
 - (ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を 行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

(イ) (略)

才 (略)

(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(才) (略)

カ (略)

(9)から(12)まで (略)

第5条から第7条まで (略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基 準)

第8条 (略)

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

アからウまで (略)

旧

○大田区旅館業法施行条例

平成24年3月16日 条例第15号

第1条から第3条まで (略)

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

第4条 (略)

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

アからウまで (略)

- エ <u>温泉法(昭和23年法律第125号)第2</u> <u>条第1項に規定する温泉を貯留する貯</u> <u>湯槽(以下「貯湯槽」という。)</u>を使用 するときは、次の措置を講ずること。
 - (ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を 行うこと。

(イ) (略)

才 (略)

(ア)から(ウ)まで (略)

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(才) (略)

カ (略)

(9)から(12)まで (略)

第5条から第7条まで (略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 (略)

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

アからウまで (略)

新	В
工 (略)	工 (略)
(ア)から(カ)まで (略)	(ア)から(カ)まで (略)
(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装	_(新設)_
置その他の微小な水粒を発生させる	
設備を設ける場合には、点検、清掃及	
び排水を行える構造であること。	
(8)から(10)まで (略)	(8)から(10)まで (略)
第9条から第13条まで (略)	第9条から第13条まで (略)
付 則(令和3年〇月〇日条例第〇〇	
<u>号)</u>	
(施行期日)	
1 この条例は、令和4年4月1日から施行	
<u>する。</u>	
(経過措置)	
2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和	
23年法律第138号)第3条第1項の規定に	
より経営の許可を受けている営業施設及	
<u>び現に当該許可の申請がされている施設</u>	
については、この条例による改正後の第8	
条第7号エ(キ)の規定は適用しない。ただ	
し、この条例の施行の日以後に、営業施設	
の浴室の増築若しくは改築又は大規模な	
<u>修繕をしている場合は、この限りでない。</u>	